

## 平成25年度財政的援助団体等監査

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成25年度の財政的援助団体等監査

#### (2) 監査の対象

平成24年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

#### (3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、60団体について、平成25年7月から平成26年3月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	45
出 資 団 体	11
指 定 管 理 者	4
合 計	60

#### (4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 2 監査の結果

#### (1) 結果の概要

監査を実施した60団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、58団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2団体においては、次のとおり是正又は改善を要する3件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

#### (2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
議会、知事部局	報告：平成26年3月20日	平成26年7月14日付けで知事部局より通知
教育委員会	公表：平成25年3月28日	該当なし
財政的援助団体等		—

#### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
環境林務部	鹿児島県椎茸農業協同組合	鹿児島県しいたけ等振興資金貸付金（原木等購入資金）の転貸融資において、貸付に係る委員会の協議事項、決定事項等の記録がない。 （鹿児島県しいたけ等振興資金貸付金）	1 県の指導、監督の強化 臨時役員会において改善策についての助言、指導を行ったほか、貸付委員会の議事録については定期的に確認し、適時指導することとした。 2 当該団体の講じた改善措置 事業執行に当たっては、貸付規約を遵守して貸付委員会を開催するとともに、委員会での協議事項、決定事項等の記録を徹底し、組合長が必ず議事録の内容を確認することとした。

<p>土木部</p>	<p>鹿児島県住宅供給公社</p>	<p>1 経営健全化計画において、債務超過の解消が計画目標とされているが、債務超過額が更に増大している。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業において、多額の収入未済がある。  (鹿児島県住宅供給公社出資金)  (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金)  (分譲住宅頭金補足事業資金貸付金)  (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化  鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していくとともに、悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していくこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置  住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した入居促進に取り組むとともに人件費等の固定経費の削減を行ってきたところであるが、今後とも分譲資産の早期売却や賃貸施設の空室解消を図るなど、収支改善に向けた取り組みを進め、一層の経営改善に努めることとした。</p> <p>また、収入未済の解消については、電話督促、文書による催告や夜間訪問などの取り組みに加え、長期滞納者に対する明渡訴訟の実行など、未収金の早期回収と滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。</p>
------------	-------------------	--	--